

入札の公告

北海道告示第11485号

次のとおり、制限付一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和8年（2026年）9月30日

北海道知事 鈴木 直道

1 入札に付す事項

- (1) 工事番号 第2号
- (2) 工事の名称 阿寒摩周国立公園阿寒湖畔園地デッキ再整備工事
- (3) 工事の場所 釧路市阿寒町阿寒湖温泉
- (4) 工事の期間 契約締結日の翌日から令和9年（2027年）3月12日まで
- (5) 工事の概要 園路広場整備工、構造物撤去工、公園施設等撤去・移設工、仮設工、自然育成施設工 各一式
- (6) 分別解体等の実施の義務付け
この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条に基づき、分別解体等の実施が義務付けられた工事であるため、契約に当たり再資源化等に要する費用、解体工事に要する費用、分別解体等の方法、再資源化等をするための施設の名称及び所在地を契約書に記載する必要があることから、特記仕様書に記載された内容を参考に再資源化等に要する費用及び解体工事に要する費用を含めて見積もった上で、入札を行うこと。
- (7) 週休2日制を促進する森林土木工事の試行対象工事
本工事は、「週休2日制を促進する森林土木工事の試行」対象工事である。
受注者は、週休2日相当の施工を希望する場合は、契約後に発注者と協議を行い、当該試行を実施すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加希望者は、単体企業又は経常建設共同企業体であつて、単体企業の要件は(1)、経常建設共同企業体の要件は(2)とする。

- (1) 単体企業の資格要件
 - ア 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
 - イ 発注工事に対応する令和8年度に有効な道の競争入札参加資格のうち森林土木工事の資格及び建設業法（昭和24年法律第100号）における建設工事の種類ごとに定める許可を有すること。
 - ウ 競争参加資格確認申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。
 - エ 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
 - オ 北海道における森林土木工事の競争入札参加資格がA等級若しくはB等級に格付けされており、かつ、契約履行可能地域に釧路総合振興局管内が含まれていること。
 - カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の北海道競争入札参加資格の再審査結果を有していること。
 - キ 建設業法第3条第1項第2号に規定する特定建設業者及び同法第3条第1項第1号に規定する一般建設業者であること。
 - ク 釧路総合振興局、オホーツク総合振興局、十勝総合振興局又は根室振興局に主たる営業所（建設業許可申請書別記様式第一号又は別紙二(2)（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）別記様式第一号又は別紙二(2)）の「主たる営業所」の欄に記載されているものをいう。）を有する者であること。
 - ケ 過去15年間（平成23年度以降）に、【別記説明】2の(1)のケに記載の工事の元請けとして施工した実績を有すること。なお、共同企業体として施工した実績は、当該共同企業体の構成員としての出資比率が20パーセント以上の場合のものに限るものとする。
 - コ 次の要件を満たす者を監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）として工事に専任で配置できること。ただし、建設業法第26条第3項第1号の規定の適用を受ける監理技術者等又は同項第2号の規定の適用を受ける監理技術者（以下「専任特例の場合の監理技術者等」という。）の配置を行う場合若しくは同法第26条の5第1項の規定の適用を受ける監理技術者等（以下「営業所特例の場合の監理技術者等」という。）の配置を行う場合は、専任を要しない。
 - (ア) 建設業法第26条に規定する監理技術者又は国家資格を有する主任技術者若しくはこれと同等以上の資格を有していること。
 - (イ) 競争参加資格確認申請書等の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。ただし、合併又は営業譲渡等があった場合は、この限りではない。

- サ 上記コただし書きにおける専任特例の場合の監理技術者の配置を行う場合は、次の(ア)又は(イ)の要件及び(ウ)～(エ)の要件を満たしていること。
- (ア) 建設業法第26条第3項第1号の規定の適用を受ける監理技術者等を配置する場合は、次の要件を全て満たしていること。
- ア 本工事及び他の工事それぞれの請負代金の額が、1億円未満（建築一式工事の場合は2億円未満）であること。
 - イ 本工事現場と他の工事現場との間（以下、「工事現場間」という。）の距離が、同一の監理技術者等がその一日の勤務時間内に巡回可能であり、かつ、工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合において、工事現場間の片道の移動時間がおおむね2時間以内であること。
 - ウ 入札参加者が注文者となった下請契約から数えて、下請次数が3を超えていないこと。
 - エ 本工事に配置する監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者（以下「連絡員」という。）を本工事に置くこと。
なお、本工事が土木一式工事又は建築一式工事である場合は、連絡員は、本工事と同種の工事に関する実務の経験を一年以上有する者であること。
 - オ 本工事現場の施工体制を監理技術者等が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じること。
なお、情報通信技術については、現場作業員の入退場が遠隔から確認できるものであること。
 - カ 次に掲げる事項を記載した人員の配置の計画書を作成し、各工事現場に備え置くこと。
 - (a) 建設業者の名称及び所在地
 - (b) 監理技術者等の氏名
 - (c) 監理技術者等の一日あたりの労働時間のうち労働基準法（昭和22年法律第49号）第32条第1項の労働時間を超えるものの見込み及び労働時間の実績
 - (d) 本工事に係る次の事項
 - i 工事の名称及び工事現場の所在地
 - ii 工事の内容（建設業法別表1上段の建設工事の種類）
 - iii 工事の請負代金の額
 - iv 工事現場間の移動時間
 - v 下請次数
 - vi 連絡員の氏名、所属会社及び実務の経験（実務の経験は、土木一式工事又は建築一式工事の場合に記載）
 - vii 施工体制を把握するための情報通信技術
 - viii 現場状況を把握するための情報通信機器
 - キ 監理技術者等が、本工事現場以外の場所から本工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されること。
 - ク 監理技術者を設置する場合は、監理技術者資格者証の交付を受けており、国土交通大臣の登録を受けた講習を受講していること。
- (イ) 建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者を配置する場合は、次の要件を全て満たしていること。
- ア 建設業法第26条第3項第2号による監理技術者の職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）を工事に専任で配置すること。
 - イ 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。
なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例の場合の監理技術者等に求める技術検定種目と同じであること。
 - ウ 監理技術者補佐は、入札参加資格審査申請書等の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。ただし、合併又は事業譲渡等があった場合は、この限りではない。
 - エ 監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
 - オ 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
 - カ 監理技術者が兼務できる工事は釧路総合振興局管内の工事でなければならない。
- (ウ) 同一の専任特例の場合の監理技術者等を配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の工事を一の工事とみなす。
- (エ) 専任特例の場合の監理技術者等は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
- シ 上記コただし書きにおける営業所特例の場合の監理技術者等の配置を行う場合は、次の(ア)～(ウ)の要件のいずれかを満たしていること。

- (7) 監理技術者等を専任で配置する必要がある工事は、以下の全てを満たすこと。
- a 特定営業所技術者若しくは営業所技術者（以下、「営業所技術者等」という。）が置かれている営業所において請負契約が締結された工事であること。
 - b 兼務する工事の数は、1を超えないこと。
 - c 本工事の請負代金の額が、1億円未満（建築一式工事の場合は2億円未満）であること。
 - d 営業所から本工事現場の距離が、同一の営業所技術者等がその一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ本工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合において、本工事現場と営業所との間の片道の移動時間がおおむね2時間以内であること。
 - e 入札参加者が注文者となる下請契約から数えて、下請次数が3を超えないこと。
 - f 本工事に配置される営業所技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者（以下「連絡員」という。）を本工事に置くこと。
 なお、本工事が土木一式工事又は建築一式工事である場合は、連絡員は、本工事と同種の工事に関する実務の経験を一年以上有する者であること。
 - g 本工事現場の施工体制を営業所技術者等が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じること。なお情報通信技術については、現場作業員の入退場が遠隔から確認できるものとする。
 - h 次に掲げる事項を記載した人員の配置の計画書を作成し、本工事現場に備え置くこと。
 - (a) 建設業者の名称及び所在地
 - (b) 営業所技術者等の氏名及びこれらの者の置かれている営業所の名称
 - (c) 営業所技術者等の一日あたりの労働時間のうち労働基準法第三十二条第一項の労働時間を超えるものの見込み及び当該労働時間の実績
 - (d) 本工事に係る次の事項
 - i 工事の名称並びに契約を締結した営業所及び工事現場の所在地
 - ii 工事の内容
 - iii 工事の請負代金の額
 - iv 営業所から本工事現場への移動時間
 - v 下請次数
 - vi 連絡員の氏名、所属会社及び工事に関する実務の経験の内容
 - vii 施工体制を把握するための情報通信技術
 - viii 現場状況を把握するための情報通信機器
 - i 営業所技術者等が、本工事現場以外の場所から本工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されること。
 - j 営業所技術者等が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
 - k 営業所特例の場合の監理技術者等は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
 - l 監理技術者資格者証の交付を受けており、国土交通大臣の登録を受けた講習を受講していること。
- (イ) 監理技術者等を専任で配置する必要がない工事（営業所と工事現場が近接している場合）（平成15年4月21日付国総建第18号）は、以下の全てを満たすこと。
- a 営業所技術者等が置かれている営業所において請負契約が締結された工事であること。
 - b 工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接していること。
 - c 営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること。
 - d 営業所技術者等が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- (ウ) 監理技術者等を専任で配置する必要がない工事（上記(イ)の場合以外）は、上記(7)の要件を全て満たすこと。
- ス 専任特例の場合の監理技術者等を活用する場合は営業所特例の場合の監理技術者等を活用できず、営業所特例の場合の監理技術者等を活用する場合であっても、上記サ(7)～(ウ)の併用はできない。
- セ 現場代理人を工事現場に専任で配置できること。
- ソ 本工事に係る設計業務等の受託者でないこと、又は当該受託者と資本関係若しくは人的関係がないこと。
- タ 入札に参加しようとする者の間に次の基準のいずれかに該当する関係がないこと（当該基準に該当する者の全員が共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。
 なお、ソ及びタにおける資本関係及び人的関係とは、次に掲げるものをいう。
 また、当該関係がある場合に、入札参加資格申請を取り下げる者を決めることを目的に当事者間で連絡を取るとは、建設工事競争入札心得第4条第2項に該当しない。
- (7) 資本関係
- 次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社（以下、「更生会社等」という。）である場合を除く。
- a 親会社（会社法第2条第4号に規定する親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
 - b 親会社と同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、aについては、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

a 一方の会社の取締役等（会社の代表権を有する取締役（代表取締役）、取締役（社外取締役及び指名委員会等設置会社（会社法第2条第1項第12号に規定する指名委員会等設置会社をいう。）の取締役を除く。）及び指名委員会等設置会社における執行役又は代表執行役をいう。以下同じ。）が、他方の会社の取締役等を兼ねている場合

b 一方の会社の取締役等が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を兼ねている場合

(ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(2) 経常建設共同企業体の要件

ア 共同企業体は、北海道における森林土木工事の競争入札参加資格がA等級若しくはB等級に格付けされており、かつ(1)のウ及びセの要件を満たしていること。

イ 構成員の数は、2社又は3社であること。

ウ 構成員は、発注工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を受けてから営業年数が2年以上の単体企業又は協業組合であること。

エ 構成員は、(1)のアからエまで、カからスまで、ソ及びタの要件をすべて満たしていること。また、(1)のケの要件については、構成員の1社以上がその要件を満たしていることとし、(1)のコ、サ及びシの要件については、工事1件の請負代金額が建設業法施行令第27条第1項に定める金額の3倍未満であり、他の構成員のいずれかが技術者を専任で配置する場合において、残りの構成員は技術者を兼任で配置できることとする。なお、(1)のクの要件については、構成員の全てが北海道内に主たる営業所を有し、かつ、構成員の1社以上が釧路総合振興局、オホーツク総合振興局、十勝総合振興局又は根室振興局に主たる営業所を有することとする。

オ 各構成員の出資比率は、均等割の10分の6以上であること。

カ 本工事の入札に参加する共同企業体の構成員は、単体企業、他の共同企業体の構成員又は協同組合等の構成員として参加するものでないこと。

3 入札公告書の配布期間等

入札公告書及び制限付一般競争入札参加資格審査申請書用紙は次のとおり配布する。

- (1) 配布期間 令和8年（2026年）9月30日（水）から令和8年（2026年）10月9日（金）まで（北海道の休日に関する条例（平成元年北海道条例第2号）第1条第1項各号に規定する休日（以下、「休日」という。）を除く。）毎日午前9時から午後5時まで。ただし、インターネットによる場合は、令和8年（2026年）9月30日（水）の公告後から令和8年（2026年）10月9日（金）まで（休日を含む。）
- (2) 配布場所 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道環境生活部自然環境局自然環境課公園利用係
また、インターネットによる場合は、次のとおりとする。ただし、インターネットによる配布ができない書類については、配布場所で直接行うこと。
「北海道環境生活部自然環境局自然環境課公園利用係」
<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/nyusatsu.html>
- (3) 配布方法 直接配布又はインターネット配布とし、送付又はファクシミリでは行わない。
- (4) 費用 無料とする。

4 競争入札参加資格審査確認申請等の提出期間等

(1) 申請書等

入札参加希望者は、制限付一般競争入札参加資格審査申請書（別記第1号様式）に次の書類を添付して提出しなければならない。

ア 類似工事施工実績調書（別記第2号様式）

イ 類似工事施工実績を証明する書面

工事実績証明書（別記第3号様式）又はこれに代わる書面（契約書、工事受渡書等施工実績を証明できる書類及び工事概要が分かる図書等の写し）並びに共同企業体として施工した実績の場合は、共同企業体協定書及び共同企業体付属協定書の写し

ウ 特定関係調書（別記第5号様式）

特定関係調書については、調書提出後、入札書提出時までの間において、新たな資本関係又は人的関係が生じた場合は、適宜提出すること。

エ 契約締結予定日において有効な経営事項審査結果（総合評定値通知書）の写し（有効期限切れ等により最新の審査基準日に係る経営事項審査を申請中の場合は、受理済みの経営事項審査申請書の写し）

オ その他支出負担行為担当官が必要と認めた書類（【別記説明】4の（1）のオに記載の書類）。

(2) 提出期間

令和8年（2026年）10月1日（木）から令和8年（2026年）10月9日（金）まで（休日を除く。）毎日午前9時から午後5時まで

- (3) 提出場所
札幌市中央区北3条西6丁目 北海道環境生活部自然環境局自然環境課公園利用係
電話 011-231-4111 (内線) 24-353
- (4) 提出方法
持参又は送付により提出すること。
- (5) その他
 - ア 資料作成に要する経費は、入札参加希望者の負担とする。
 - イ 提出された資料は、返却しない。
 - ウ 提出された資料は、無断で他に使用しない。
 - エ 提出期限以降における申請書又は資料の差替及び再提出は認めない。
 - オ 送付により提出する場合は、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用すること。

5 入札参加資格の審査

この入札は、予算決算及び会計令第73条に規定する一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者が2に掲げる資格を有するかどうかの審査を行い、その結果を令和8年(2026年)10月15日(木)までに書面により通知する。

6 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格がないと認められた者(以下、「非資格者」という。)は、その理由について、令和8年(2026年)10月22日(木)までに書面により説明を求めることができる。
なお、書面は次の提出先に持参することとし、送付又はファクシミリによるものは受け付けない。
札幌市中央区北3条西6丁目 北海道環境生活部自然環境局自然環境課公園利用係
- (2) 理由の説明は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内に書面により回答する。

7 契約条項を示す場所

札幌市中央区北3条西6丁目 北海道環境生活部自然環境局自然環境課公園利用係

8 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所
札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館4階 出納局入札室
- (2) 入札日時
令和8年(2026年)10月29日(木) 午前10時30分
- (3) その他
工事費内訳書
ア この入札は、初度の入札執行時に工事費内訳書の提出を求める。
イ 工事費内訳書については、見積用参考資料により示す工事費内訳書様式の項目に対応する金額を記載すること。
ウ 工事費内訳書を提出する場合には、封書の上、自己の氏名を表記し、工事費内訳書に記名押印し入札書と同時に、指示する場所に提出すること。
エ 工事費内訳書の提出がない場合又は、工事費内訳書に不備等がある場合は、当該入札は無効となる。
オ 一度提出した工事費内訳書は、入札書と同様、書換え、引替え又は撤回が認められないので、留意すること。

9 入札保証金

入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

10 契約保証金

契約を締結する者は、契約金額の100分の10に相当する額以上(低入札調査を受けた者との契約については、契約保証の額を契約金額の100分の30に相当する額以上)の契約保証金を納付すること。ただし、国債又は有価証券その他の担保の提供をもってこれに代えることができる。

また、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

- (1) 保険会社との間に支出負担行為担当官 北海道環境生活部長を被保険者とする履行保証保険契約を結んだとき。
- (2) 保険会社、銀行、農林中央金庫その他の金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 契約を締結する者が、共同企業体の場合、契約保証金は免除する。ただし、その者が契約を履行しないこととなる恐れがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

11 郵便等又は電報による入札

- (1) 郵便等による入札は認めない。
- (2) 電報による入札は認めない。

- 12 落札者の決定方法
予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 13 落札者と契約を行わない場合
落札者となった者が暴力団関係事業者等であること等の理由により、北海道警察からの排除要請があった者とは、契約を行わない。
- 14 契約書作成の要否
作成する。
- 15 予定価格等
(1) 予定価格は、事後公表とする。
(2) 低入札価格調査制度に係る調査基準価格を、設定する。
- 16 図面、仕様書等（以下、「設計図書等」という。）の閲覧等
(1) 入札参加希望者は、設計図書等を閲覧することができるほか、閲覧期間中、複写することができる。
ア 閲覧期間
令和8年（2026年）9月30日（水）から令和8年（2026年）10月28日（水）まで（休日を除く。）
毎日午前9時から午後5時まで
イ 閲覧場所
・ 北海道環境生活部自然環境局自然環境課公園利用係（札幌市中央区北3条西6丁目）
・ 北海道釧路総合振興局保健環境部環境生活課自然環境係（釧路市浦見2丁目2番54号）
・ 北海道オホーツク総合振興局保健環境部環境生活課自然環境係（網走市北7条西3丁目）
・ 北海道十勝総合振興局保健環境部環境生活課自然環境係（帯広市東3条南3丁目）
・ 北海道根室振興局閲覧室（根室市常盤町3丁目28番地）
(2) 設計図書等に関する質問は、書面によるものとし、持参又は送付により提出すること。
ア 受付期間
令和8年（2026年）9月30日（水）から令和8年（2026年）10月21日（水）まで（休日を除く。）
毎日午前9時から午後5時まで
イ 受付場所
北海道環境生活部自然環境局自然環境課公園利用係（札幌市中央区北3条西6丁目）
(3) 質問に対する回答は、書面によるものとし、次のとおり閲覧に供する。
ア 閲覧期間
質問に対して回答をした日から令和8年（2026年）10月28日（水）まで（休日を除く。）毎日午前9時から午後5時まで
イ 閲覧場所
・ 北海道環境生活部自然環境局自然環境課公園利用係（札幌市中央区北3条西6丁目）
・ 北海道釧路総合振興局保健環境部環境生活課自然環境係（釧路市浦見2丁目2番54号）
・ 北海道オホーツク総合振興局保健環境部環境生活課自然環境係（網走市北7条西3丁目）
・ 北海道十勝総合振興局保健環境部環境生活課自然環境係（帯広市東3条南3丁目）
・ 北海道根室振興局閲覧室（根室市常盤町3丁目28番地）
- 17 支払条件
(1) 前金払
契約金額の4割に相当する額以内とする。
なお、低入札調査を受けた者との契約については、2割に相当する額以内とする。
(2) 中間前金払
契約金額の2割に相当する額以内とする。
なお、本事項及び(3)の事項については、契約締結時にいずれかを選択の上、契約書を作成するものとし、契約締結後の変更は認めない。
(3) 部分払
2回とする。ただし、軽微な設計変更に伴い生じた新工種に係るでき形部分等に対応する請負代金相当額は、当該設計変更に伴う請負代金の変更が確定するまでの間は部分払額の算出基礎に参入しない。なお、契約締結後の変更は認めない。
- 18 再苦情申立て
(1) 非資格者に対する理由の説明に不服がある者は、回答を受け取った日から7日（休日を除く。）以内に書面により再苦情の申立てを行うことができる。
なお、書面は持参することとし、送付又によるものは受け付けない。
(2) 再苦情に関する審議は、北海道入札監視委員会が行う。
(3) 書面の提出先及び再苦情の申立てに関する手続等の問い合わせ先は、次の場所とする。
札幌市中央区北3条西6丁目 北海道環境生活部自然環境局自然環境課公園利用係

19 その他

- (1) 競争入札に付し、入札者がいないときは、入札を中止するものとする。この場合、予算決算及び会計令第99条の2による随意契約は行わないものとする。
- (2) 入札者が1人しかいない場合であっても、入札は執行するものとする。
- (3) 入札の執行回数は原則として2回までとする。
- (4) 再度入札に付し落札者がいないときは、予算決算及び会計令第99条の2による随意契約を行うものとするが、入札の状況から判断し、随意契約に移行しない場合がある。
- (5) 本公告に示した競争参加資格の無い者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (6) 入札手続きの取消し
落札者の決定において、支出負担行為担当官が入札の公正性が確保できないと認めるときは、入札手続き全体を取り消すことがある。
- (7) 入札記載金額
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (8) 消費税等課税事業者等の申出
落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税及び地方消費税の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税免税事業者申出書を提出すること。
- (9) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - ア 名 称 北海道環境生活部自然環境局自然環境課公園利用係
(電話 011-231-4111 (内線) 24-353)
 - イ 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目
- (10) この入札は、取りやめること又は延期することがある。
- (11) この入札は、公開する。
- (12) 債権譲渡の取扱い
契約の相手方が中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の4の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合又は「公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度について」（平成11年1月28日付け建設省経振発第8号）による下請けセーフティネット債務保証事業若しくは「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国土交通省国総建第197号、国総建整第154号）による地域建設業経営強化融資制度を利用する場合並びに金融機関等による売掛債権の買収を受けようとする場合において、この契約に係る支払い請求権について、契約の相手方が債権譲渡承諾依頼書を道に提出し、道が適当と認めたときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので留意すること。なお、承諾依頼にあたっては、道が指定する様式により依頼すること。
- (13) 契約者は、支出負担行為担当官 北海道環境生活部長である。
- (14) その他入札に関し不明な点は、北海道環境生活部自然環境局自然環境課公園利用係
(電話 011-231-4111 (内線) 24-353) に照会すること。

【別記説明】

「2 入札に参加する者に必要な資格」の説明

2の(1)のイ

本工事に対応する建設業の種類は、当該許可をもって入札参加資格を得た土木工事業である。

2の(1)のケ

本工事と同種で、かつ、概ね同規模と認められる工事は、次の要件を満たす工事である。

- ① 国（独立行政法人、国立大学法人等（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第5項に規定する国立大学法人等をいう。）及び特別法の規定により設立された事業団を含む。以下同じ。）及び地方公共団体（地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）及び地方住宅供給公社を含む。以下同じ。）が発注した、森林土木工事及び一般土木工事である。
- ② 請負金額 25,000千円以上
なお、類似工事施工実績調書（別記第2号様式）には、工事実績証明書（別記第3号様式）又は、契約書の写し、工事受渡書等施工実績を証明出来る書類の写し、工事概要が分かる図書等の写しを添付すること。

2の(1)のコ及びサ

- a 国家資格を有する主任技術者とは、1級土木施工管理技士、2級土木施工管理技士（種別を「土木」に限る。）、1級建設機械施工技士、2級建設機械施工技士又は技術士（建設部門、林業部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。））の資格を有する者であり、また、これと同等以上の資格を有する者とは、建設業法第7条第2号の規定に該当する者です。
- b 監理技術者は、1級土木施工管理技士、1級建設機械施工技士又は技術士（建設部門、林業部門（森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。））の資格を有する者、建設業法第15条第2号ハの規定に該当する者であり、かつ、本工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者です。
- c 監理技術者補佐は、bの要件を満たす者又は1級土木施工管理技士補以上若しくは1級建設機械施工技士補以上の資格を有する者であり、監理技術者の職務を補佐する者です。

2の(1)のソ

本工事に係る設計業務等の受託者は、株式会社帯広土木設計である。

4の(1)のオ

その他支出負担行為担当官が必要と認めた書類は、次のとおりである。

- ① 建設業許可通知書
- ② 建設業許可申請書別表又は建設業許可申請書及び同申請書様式第一号、別紙二（2）
- ③ 資格決定通知書
- ④ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書
- ⑤ 返信用簡易書留封筒（切手貼付：定形50gまでの場合は460円）